

右及申(通)取候也

(別記)

嘆續書

- 一 第一條請負制度廢止
 - 二 臨時休業中半額支給ノコト
 - 三 給料(拾五日、月末)二面以上延滞セザルコト
 - 四 解雇予告六ヶ月分支給ノコト
 - 五 工場内設備ヲスルコト(別項如シ)
 - 六 脱衣場 (一)有具 (二)洗面場 (三)煙房装置 (四)便所増設 (五)食堂
 - 六 沐浴所(附設)スルコト
 - 七 労働時間短縮制度ノコト
 - 八 健康保険加入ヲ許スコト
 - 九 不慮ノ災害ノ時ハ金融ヲ許スルコト
 - 十年 二年半當及昇給スルコト
- 昭和四年十月二十一日
- 職工局

4. 12. 8
104

券社第百五十二號

昭和四年十二月二日

警視總監 丸山 龍 吉



Handwritten signature or mark at the bottom of the page.

内務大臣 安達 謙藏
 社会部 長 官 長
 北海道 府 長 官 長
 福岡 府 長 官 長

山下鈞筆工場労働争議ニ関スル件 (第二報)

争言
 工場主ハ大體請負制度廢止ニ傾ケルニ最低賃金ノ比率ニ關シ
 引續キ交渉中
 小販工側ハ短近日給制度ヲ固執セル外工場主ニ於テ争議費用
 全額負担ヲ主張シ紛争中